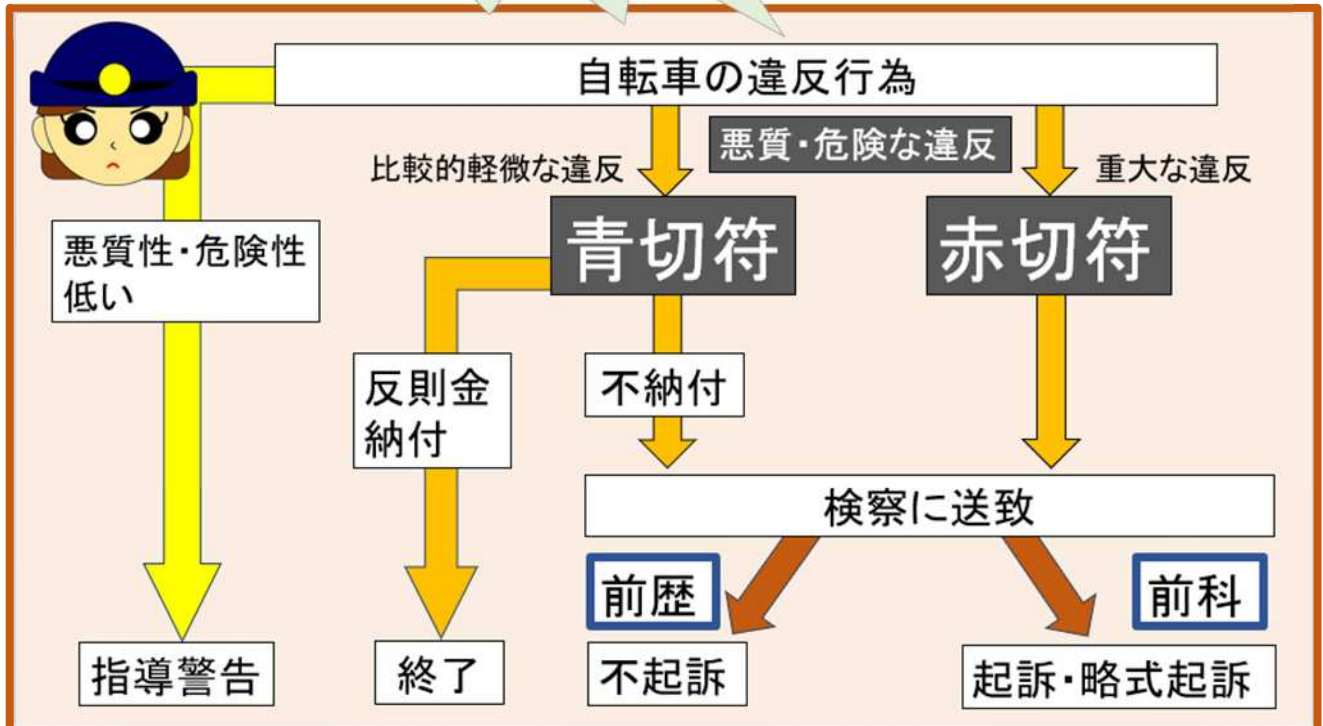


# 自転車で違反をすると こうなるかも!?



## 令和8年4月1日から交通反則通告制度(青切符)適用

交通反則通告制度(青切符)とは、運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば裁判所の審判を受けないで事件が終結される制度です。

重大な違反(酒酔い運転、あおり運転等)や、違反により交通事故を起こした時などは、刑事手続き(赤切符)になります。

## 自転車の主な反則行為と反則金の額

反則行為の種類	反則金の額(円)
携帯電話使用等(保持)	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
信号無視(赤色等)	6,000円
信号無視(点滅)	5,000円
通行区分違反	6,000円
踏切不停止等	6,000円
交差点安全進行義務違反	6,000円
横断歩行者妨害等	6,000円
安全運転義務違反	6,000円
通行禁止違反	5,000円
指定場所一時不停止等	5,000円
無灯火	5,000円
並進禁止違反	3,000円



平塚市交通政策課の YouTube 動画で

正しい交通ルールを学びましょう！

